績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

二　当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

三　中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

（削る）

一　中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該業務が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ・ロ　（略）

ハ　当該業務に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該業務に係る財務情報及び人員に関する情報

二　当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

2　（略）

（独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務実績等報告書）	（業務実績等報告書）
第六条　機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、機構は、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、機構の事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	**第六条**　機構に係る通則法第三十二条第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

二　当該業務が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

三　中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

2　（略）

績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

二　当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

三　中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書

中期計画に定めた項目

一　中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ・ロ　（略）

ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

ニ　当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　（略）

2　（略）